下関市入札監視委員会規則第５条第９項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第６６回）議事概要

開催日時	令和８年（２０２６年）１０月５日（月）１４:００
場所	下関市役所本庁舎西棟５階大会議室
委員	秋森　和也（弁護士） 香月　豊文（一級建築士） 藤本　博美（ファイナンシャルプランナー） 村上　俊秀（高等学校教諭）
議事事項	総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

別紙

意見・質問	回答
○総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について	
「受注者が提案する施工上配慮すべき事項」が全て0点の案件があるが、通常以上の安全策が必要で、何か配慮すべき事項があるのであれば、市が項目出しをしなければ業者は検討しづらかったのではないか。	当該事項は各企業が任意で抽出し、提案したものである。 通常の安全対策を列挙した内容であり、工夫があるとは評価できなかった。 “適切である”場合の評価点が0点のため、0点だから悪いということではない。
再度入札を2回行っているが、1者のみの応札であれば金額調整が可能ではないか。	応札時点では、参加者は他に何者が参加しているかは分からないため、調整することはできない。
防水対策について工夫ありと評価した理由を教えてもらいたい。	営繕の共通仕様書ではパッキンは付いていない通常のビスを用いることとなっているが、パッキン付きビスにより防水性能が向上すること、また捨てシールを二重施工することで二重の防水効果が期待できるため、工夫があると判断した。
簡易な施工計画の評価は絶対評価なのか。	絶対評価である。
（審議等） 落札者決定については、異議なし。	